

**(社)長野県建築士事務所協会諏訪支部の皆さんへ**

諏訪地方事務所建築課からのお願いとお知らせです。

**1 建築基準法関係**

- 工事完了検査申請書に添付する基礎・躯体等の写真には、撮影日、配筋にスケールをあてる等をお忘れのないようお願いします。 チェック
- ・裏面【工事監理者の皆さんへ】を参照ください。

**2 建築士法関係**

- 最近建築主の方から「重要事項の説明がなかった」との電話がありました。改正建築士法への対応は万全でしょうか。再確認をお願いします。

書類名称	作成時期	備考	チェック
業務に関する帳簿 (第 24 条の 4)	業務の始期より逐次作成し、事務所に備え置く	H19. 6. 20 より毎事業年度終了後 15 年間保存	<input type="checkbox"/>
標識の掲示 (第 24 条の 5)	公衆の見やすい場所に掲示 (登録更新時に内容訂正)	H19. 12. 20 より様式改正 (登録有効期間)	<input type="checkbox"/>
閲覧用書類の備え置き (第 24 条の 6)	事業年度終了後 3 ヶ月以内に作成し、事務所に備え置く	H19. 6. 20 より毎事業年度終了後 15 年間保存	<input type="checkbox"/>
重要事項の説明 (第 24 条の 7)	設計、工事監理契約前に書面を交付して説明	H20. 11. 28 より義務付け	<input type="checkbox"/>
契約締結後の書面の交付 (第 24 条の 8)	契約締結時	H19. 6. 20 より書面の記載事項を追加	<input type="checkbox"/>

**3 戸建て木造住宅の精密耐震診断関係**

- 21 年度から精密診断の単価が 36, 000 円に引き上げられましたが、それに伴い、診断依頼者へのフォローアップをお願いしています。詳しくは別添資料を御覧ください。

長野県諏訪地方事務所 建築課 建築係  
 (課長)岩田 隆広 (担当)小林 弘幸  
 電話 0266-57-2923 (直通)  
 FAX 0266-57-2954  
 E-mail suwachi-kenchiku@pref.nagano.jp

## 工事監理者の皆さんへ

工事完了検査申請の際、以下の写真の添付が必要になります。(建築基準法施行規則第4条第1項第2～5号により、添付が義務付けられています。)

なお、撮影する機種はデジタルカメラでもフィルムカメラでも結構ですが、デジタルカメラで撮影したものは、A4サイズ用の紙に直接印刷し1枚あたり10面以内としてください。

また、フィルムカメラで撮影した場合は、印画紙をA4サイズ用の紙に直接貼付したものではなく、カラーコピーを提出していただきますようお願いいたします。

写真の種類		撮影する部分等
基礎	配筋	配筋の完了時
	杭	杭の受け入れ時、施工中及び完了時
	地盤改良部分	地盤改良前、施工中及び完了時
躯体	筋違い及び金物	筋違い及び金物の施工完了時(ホルダウング物も含む。)
	配筋	鉄筋コンクリート造の場合、配筋完了時
内装	内装制限を受ける部分の仕上げ	下地材及び仕上げ材料
シックハウス関係	居室を3室程度 壁、天井及び床	使用建築材料—下地材、接着剤、仕上げ材料、造付け家具 換気設備—排気機、給気機、ダクト等 天井裏等—下地材、接着剤、仕上げ材料、通気止め材

注) 法第7条の5の適用(完了検査の特例)を受けない場合は、基礎、躯体及び内装に関わる写真の添付は不要です。

### (共通事項)

- 1 撮影する写真には、必ず日付けを入れること。
- 2 撮影する部位については、原則として材料の等級等、検査の際に目視できない箇所又は材とする。
- 3 写真の撮影箇所が明確になるよう、平面図に撮影方向及び写真番号を記入する。
- 4 クロスの施工に用いる接着剤は、等級が表示された缶の表示を撮影する。
- 5 天井裏等に気密層又は気密材を施工する場合又は、換気設備を設ける場合は、下地材、断熱材等の写真は不要とする。
- 6 配筋に関する写真には、必ずスケールをあてて行うこと。

# 精密耐震診断のフォローアップについて

## 1 補助による耐震補強工事の実施状況

これまでに精密耐震診断を実施した住宅約 8,936 戸に対して、補助による耐震補強を実施した住宅は 778 戸であり、8.8%に留まっている。(平成20年度末現在)

耐震診断の結果安全であることが確認された住宅や補助によらず改修を行った住宅、診断の結果を受けて建て替えに移行した住宅もあるが、多くの住宅については診断の結果耐震性能が低いことが判明しているにもかかわらず、耐震補強工事が実施されていない状況である。

## 2 住宅の耐震化推進のための対応

これまでは、多くの市町村において、耐震診断結果は郵送により住宅所有者に届けられていたため、耐震補強の必要性や効果等に関する住宅所有者の意識啓発を行うことが難しかった。

実際に耐震診断を実施した耐震診断士と市町村職員が、診断を実施した住宅に出向き耐震診断の結果の報告や支援制度に関する情報提供を行い、また相談に対応することにより、耐震補強を実施しない要因を排除し、耐震補強に移行し易い環境の整備を行う。

## 3 説明及び情報提供の内容

- ① 耐震診断結果の説明
- ② 改修に関する提案及び概算工事費用の見積もり
- ③ 評価工法の紹介（メリット、デメリット）
- ④ 補助制度（住宅・建築物耐震改修促進事業）の説明
- ⑤ 耐震改修促進税制等の支援制度の紹介

## 4 21年度からの方針（協議会との申し合わせ事項）

### 住宅所有者等への診断結果の説明

実際に耐震診断を実施した耐震診断士と市町村職員が、診断を実施した住宅に出向き耐震診断の結果の報告や支援制度に関する情報提供を行うと共に相談に対応する。

### 耐震診断精密結果報告書の確認方法に関する情報提供

診断を実施した耐震診断士が診断結果の解説資料を作成する。(参考様式参照)

### 住宅所有者用の報告書と市町村用の報告書を同内容とする

住宅所有者に対しても耐震診断結果の詳細な情報を提供するため、20年度まで添付を省略してきた建物概要書及び耐震診断計算書を添付する。

### 住宅所有者からの質問・相談内容に関する情報共有

住宅所有者等からの主な質問・相談の内容に関する情報を協議会が集約することにより、市町村職員及び耐震診断士が共有する。